題名中「承認」を「同意」に改める。

前文中「承認」を「同意」に改める。

三の1中「のうちで、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第二条第一項各号に掲げる施設（以下「特定施設」という。）又は令第四条各号に掲げる施設」を「であって、令第四条各号に掲げるもの」に、「特定施設にあっては当該施設が特定施設整備法第二条第一項各号のいずれに属するかが明らかであり、特定施設以外の中核的施設にあっては当該施設」を「当該中核的施設」に改める。

四の1中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興基本方針」に改め、「、各地方開発促進計画、高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）に基づく開発計画」及び「、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）に基づく集積促進計画」を削る。

附　則

この告示は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百八十八号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第四条第一項に規定する広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針を次のとおり変更したので、同条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

六の4中「沖縄振興計画」を「沖縄振興基本方針」に改める。

附　則

この告示は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百八十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。）が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合　次に掲げるいずれかの基準

イ　評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5―1(3)の等級4の基準に適合していること。

ロ　評価方法基準第5の1の1―1(3)の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(3)の免震建築物の基準に適合していること。

二　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合　次に掲げるいずれかの基準

イ　評価方法基準第5の5の5―1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること。

ロ　評価方法基準第5の1の1―1(4)の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(4)の免震建築物の基準に適合していること。

三　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増改築等をする場合　前号イ又はロに掲げる基準

附　則

この告示の規定は、特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

○国土交通省告示第三百九十号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。）が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等（同法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。）をした住宅用の家屋が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第六項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類（特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合　次に掲げるいずれかの書類

イ　当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の写し（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の5―1省エネルギー対策等級に係る評価が等級4又は同表の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1―3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物であるものに限る。）

ロ　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十二項第一号及び第二号に規定する書類

二　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合　当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3又は同表の1―3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物であるものに限る。）